家屋敷課税判断フローチャート

事務所・事業所または家屋敷について、A、B、Cのいずれに該当するかフローチャートでご確認ください。

１月１日時点で、五所川原市内に次のいずれかを所有していますか。

a　自己所有の建物がある。
b　借りているアパート・事務所等がある。
c　建物を所有していない。

c →

【Cに該当】（所有物件なし）
事務所・事業所または家屋敷による納税義務は発生しません。

b ↓

借りているアパート等に独立性はありますか？（注①）

ない →

【Cに該当】（独立性のない間借）
事務所・事業所または家屋敷による納税義務は発生しません。

a ↓

ある ↓

注①　独立性があるとは
　自身の所有であるかを問わず（賃貸の場合も対象）、アパートやマンションの一室のように、個々の部屋で独立して生活できる状態のこと。
　ただし、間借りのように出入口、台所、トイレ等が共有である物件（下宿や寮等）は「独立性がない」となります。

対象となる物件等は次のいずれかにあてはまりますか？

A　自営業（法人登記なし）を営んでおり、継続して事業が行われる事務所、事業所

B　いつでも住める状態（注②）
（単身赴任者の配偶者・子・親族等を常時住まわせている、別荘・空き家等）

C　AまたはBに該当しない
（貸付目的の建物、損壊が激しく住めない状態、２ヶ月程度の一時的な事務所、法人経営している事業所等）

注②　いつでも住める状態とは
　水道・電気・ガスなどライフラインの契約の有無にかかわらず、実質的な支配権を有しており（自己所有かどうかを問わず）、必要な時にいつでも住める状態のこと。

A ↓　B ↓　C ↓

【A.事務所、事業所に該当】
→申告する必要があります。

【B.家屋敷に該当】
→申告する必要があります。

【Cに該当】
事務所・事業所または家屋敷による納税義務は発生しません。

市民税・県民税の均等割4,000円が課税されます。

※ただし、「１月１日における住民登録地」において市民税・県民税が課税されない場合は、五所川原市での市民税・県民税の均等割（家屋敷課税）も課税されません。

青森県五所川原市